

基安発 0325 第 2 号
平成 31 年 3 月 25 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全・機能安全に係る教育について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の教育につきましては、平成 26 年 4 月 15 日付け基安発 0415 第 3 号により「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全教育実施要領」（以下「実施要領」という。）を示しているところですが、今般、「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 353 号）の規定を踏まえ、教育用の標準テキスト等が開発されたことから、機能安全を含む機械等の設計等を行う者に対する教育カリキュラムを追加するため、別添のとおり、実施要領を改正したところです。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の関係事業場等に対し、改正されました実施要領の周知、普及について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。